

施設及び設備の維持管理に関する仕様書（保守管理業務関係）

ア 仕上材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび、汚れ等の発生のない状態を維持し、かつ、美観を維持すること。

イ 福祉センターの設備は、消防法、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく日常点検、法定点検、定期点検等を適切に行い、初期の性能を維持すること。

項目	摘要	回数等
消防設備点検	総合	年 1 回
	外観	年 1 回
	避難訓練時設備操作	年 1 回
	防火対象物	年 1 回
給水設備点検等	受水槽及び高架水槽清掃	年 1 回
	水質検査16項目	年 1 回
	水質検査11項目	年 1 回
	水質検査12項目	年 1 回
	簡易専用水道検査	年 1 回
排水設備清掃	汚水槽 10m ³	年 2 回
	グリストラップ 0.5m ³	年 4 回
空気環境測定	7 ポイント	年 6 回
冷温水発生機保守点検		年 3 回
特定建築物管理業務		通年
自家用電気工作物保守点検		通年
昇降機保守点検		通年
自動ドア保守点検		年 3 回
空調機器保守点検		年 1 ～ 2 回